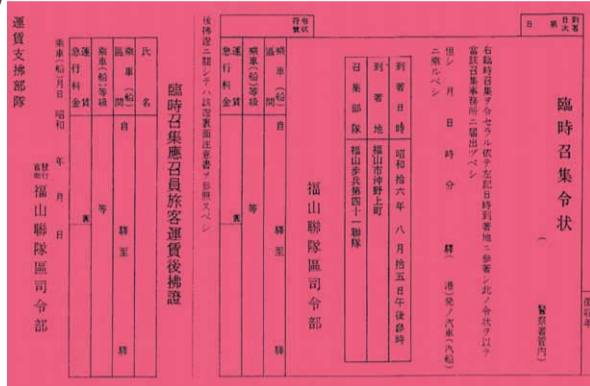


# 白衣を再び戦場の血で汚さないために

## 従軍看護婦の歴史から集団的自衛権を考える



広島県母親連絡会 提供

先の大戦中では、私たちの先輩は従軍看護婦として派遣され、国内でも日赤をはじめ多くの病院が軍病院として接収された。「集団的自衛権」は、世界規模で米国の軍事行動に共に参戦できる体制をつくり、私たち医療労働者も組み込まれる。有事になれば今の医療体制が崩壊することは明白だ。そもそも傷病兵を生み出す事態を絶対につくりださないことが平和憲法を持つ私たちの国民の責務ではないのだろうか。

日本赤十字社(日赤)は、西南戦争の傷病兵の救護活動をきっかけにつくられました。医師・看護師などで構成する日赤救護班は、日中戦争から太平洋戦争までの15年間に93回960班、3万3千人余りが兵隊と同

のが実態でした。

日赤は、武力攻撃事態対処関連三法や国民保護法でも指定公共機関として位置づけられています。指定公共機関とは「国立病院機構をはじめとする独立法人、日本銀行、日本赤十字

社、日本放送協会その他の公共的機関及び電機、ガス、輸送、通信その他の公益事業を含む法人で、政令で定めるもの」とあり、政府が「公益的」と認定すればいくらでも広がり、つまり、医療現場は公益的施設なので、日本赤十字社だけが対象ではないといえます。

戦争は戦傷病者の治療体制抜きにはできません。自衛隊法103条で、自衛隊は、病院や診療所などを管理下におき、医療従事者に業務命令でき、必要な物資を収用(とりあげる)できます。民間医療機関及び医師、看護師などの医療従事者が徴用され、治療に必要な薬品や血液製剤などが収用されれば、必要な患者への治療が出来

なくなり、傷病兵を受け入れるために病院から一般患者を追い出すことになれば、一般国民の医療体制の崩壊をもたらすことは明白です。



全日赤中央副執行委員長  
五十嵐真理子

1972年生まれ。1992年松江赤十字看護専門学校卒業。同年松江赤十字病院に就職。1999年全日本赤十字労働組合連合会(全日赤)中央執行委員、2014年から現職

## 戦争になると医療は…

### 戦場では—医療労働者が戦争加害者にも—

かつての戦争で、軍医、従軍看護婦として戦場に送られました。重症者や痛みでうめく兵士を置き去りにしたり、注射で「処分」して進みました。

太平洋戦争の時、日本軍(731部隊)は中国で、敵兵や現地人に生体実験や生体解剖を行いました。こんなことが許されるのでしょうか?戦争は、人間を狂わせます。戦争において、医療がいちばん悲惨な役割を負わされます。

### 国内では—医療は壊滅状態—

国内では極端な医師・看護師不足になりました。医師は6万7千人(1941年)から1万1千人(44年)に、看護師は15万人から3万人に激減。

入院患者の多くが追い出され、ベッドは軍隊に占拠されました。医薬品や衛生材料も極端に不足し、食糧不足も重なり、国内は結核や伝染病が蔓延しました。国民の「医療を受ける権利」は、戦争の中では簡単に壊れてしまいます。国民の医療は平和でないと守れません!

### 医療労働者は刑罰つきで徴兵

自衛隊法103条では、有事の際、自衛隊が病院などを管理し、医療従事者に業務従事命令を出すことができるとされています。

昔の戦争は、「国家総動員法」で国民を戦争にかり出し、違反した者には懲役などの罰則が設けられました。「公用令書」が「現代版赤紙」となり、罰則についても水面下で検討が進んでいます。



1941年 日中戦争で、負傷兵を担架に乗せて運ぶ看護婦 提供 朝日新聞社

### 用語説明

#### ○武力攻撃事態対処法

戦時において、国は「指定公共機関」や地方自治体と「相互に連携協力」して万全の措置を講ずる

#### ○国民保護法「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救護・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている

#### ○自衛隊法103条

自衛隊は病院や診療所などを管理し、医療従事者に業務に就くことを命令することができる

#### ○公用令書

官庁が私人に対し命令する文書

#### ○指定公共機関

国立病院機構をはじめ、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信、その他の公益事業を含む法人で、政令で定める